

人事監察委員会（退職管理部会）及び部会における審査資料等の 公開・非公開について

- ・人事監察委員会（退職管理部会）で審査されることとなる再就職先の選考を受ける前段階における情報については、情報公開条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報であり、かつ、条例第7条第1号ただし書ア及びウに規定する職務遂行に係る情報にはあたらないと解するのが妥当。
- ・よって、人事監察委員会（退職管理部会）において審査する再就職承認申請書の「1 申請者」欄については、非公開とすべき。
なお、再就職承認申請書における「3 申請者と承認を希望する法人等との関係等」など他の記載箇所についても、個人に関する情報が記載されることが予定されており、いずれも非公開が妥当。
- ・人事監察委員会（退職管理部会）については、再就職の公正性・透明性の確保の観点から、会議の公開を求められているが、その会議の公開にあたっては、前記の個人情報取扱いに十分な配慮が必要。
例えば、①会議当日は冒頭部分のみ公開、②「再就職申請書」等関係資料の審査に係る議題については非公開とし、当該資料も報道関係者及び一般傍聴者に配付しない、③審査結果については、個人情報を含まない形（概要等についてのみ掲載）で、次回会議の際の資料として配付（市ホームページでの公表）を行う等の対応が考えられる。

○情報公開条例（抜粋）

第7条第1号 個人情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに住宅供給公社等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

○情報公開条例解釈・運用の手引（抜粋）

第7条第1号 個人情報

8 たゞし書アについて

(1) たゞし書アは、本号本文の例外として、本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、公開すべきことを定めたものである。

(2) たゞし書アでは、次の4種類の情報が対象となる。

- ① 法令等の規定により公にされている情報
- ② 法令等の規定により公にすることが予定されている情報
- ③ 慣行として公にされている情報
- ④ 慣行として公にすることが予定されている情報

(3) 「法令等の規定により」とは、法律、政令、省令又は条例に根拠となる規定があることをいう。

(4) 「慣行として」とは、法令等に根拠規定がない場合であっても、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われてきていることをいう。

(5) 「公にされ……ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいう。したがって、過去に新聞等で報道された事実であっても、現在は限られた者しか知らない事実は、「公にされ……ている情報」に該当しない。

(6) 「公にすることが予定されている情報」とは、公開請求の時点においては、公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

(7) 具体例

- ① 「法令等の規定により公にされている情報」としては、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項の規定により何人でも交付の請求ができる登記事項証明書に記載されている個人地権者に関する情報などがある。
- ② 「法令等の規定により公にすることが予定されている情報」としては、設立予定法人の代表者に関する情報で、公開請求の時点においては、登記されていないが、将来、登記されることが確実な場合などがある。
- ③ 「慣行として公にされている情報」としては、職務遂行に係る情報に含まれる職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。以下同じ。）の氏名などがある。（ただし、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除く。以下同じ。）

- ④ 「慣行として公にすることが予定されている情報」としては、土地開発公社等が個人地権者から買収した土地の買収価格や職務遂行に係る情報に含まれる職員の氏名などの情報がある。

10 ただし書ウについて

- (1) ただし書ウは、本号本文の例外として、本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、当該情報が公務員等の職務遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を公開すべきことを定めたものである。
- (2) 公務員等の職務遂行に係る情報については、そもそも本号本文の「個人に関する情報」に該当しないという見解もある。しかし、本号はそのような立場には立たず、公務員等の職務遂行に係る情報は、行政情報であると同時に、当該公務員等の個人としての社会的活動に関する情報でもあるという前提に立っている。したがって、公務員等の職務遂行に係る情報についてもその一切が本号本文の「個人に関する情報」に該当するとした上で、本市の説明責務を全うするため、行政事務と不可分の関係にある公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分について、ただし書ウにおいて、例外的に公開する立法構造を採用したものである。
- (3) 他方、公務員等の氏名については、行政事務に関する情報ではあるが、同時に当該公務員等の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを公開すると公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれもあり得ることから、ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるか否かにより公開・非公開の判断を行うこととする。

この場合において、職務遂行上の情報に係る本市職員の氏名については、職務階に関係なく原則として公開する慣行が定着しているので、特段の事由がない限りその氏名を公開するものとする。一方、本市職員以外の公務員等の氏名の取扱いについては、当該団体の職務遂行上の情報であるので、当該団体において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているか否かによって判断するものとする。